

Atty Docket No.: 0023-1072-0X PCT

FORM PTO-1595
1-31-92

RECORDATION FORM COVER SHEET
PATENTS ONLY

U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE
Patent and Trademark Office

To the Director of the United States Patent and Trademark Office. Please record the attached original documents or copy thereof.

1. Name of conveying party(ies):
HITACHI DENSEN KABUSHIKI KAISHA

Additional name(s) of conveying party(ies) attached? Yes No

2. Name and address of receiving party(ies):
Name: HITACHI DENSEN KABUSHIKI KAISHA
Address: 6-1, Otemachi 1-chome,
Chiyoda-ku,
Tokyo, Japan

Additional name(s) and address(es) attached? Yes No

3. Nature of Conveyance:
 Assignment Merger
 Security Agreement Change of Name
 Other- Corporate Address Change
Execution Date: November 22, 1999

4. Application number(s) or patent number(s):
If this document is being filed together with a new application, the execution date of the application is:
A. Patent Application No.(s)

Additional numbers attached? Yes No

B. Patent No.(s)
5,281,575

5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:

Customer Number
22850
Tel. (703) 413-3000
Fax. (703) 413-2220

6. Total applications and patents involved: 1

7. Total fee (37 CFR 3.41): \$40.00
 Enclosed
 Authorized to be charged to deposit account

8. Deposit account number: 15-0030
(Attach duplicate copy of this page if paying by deposit account)

DO NOT USE THIS SPACE

9. Statement and signature
To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and any attached copy is a true copy of the original document.

Marvin J. Spivak
Name of Person Signing


Signature


Date

Registration Number: 24,913

Total number of pages including this cover sheet: 14

Do not detach this portion

Mail documents to be recorded with required cover sheet information to:
**Director of the United States Patent and Trademark Office
Mail Stop Assignment Recordation Services
Alexandria, Virginia. 22313**

OP \$40.00 6281575

CERTIFICATION

I, Mitsuru AMANO, whose address is 2-2, Nakanoshima 2-chome, Kita-ku, Osaka-shi, Osaka-fu, Japan, hereby certify that I am the translator of the attached documents, namely,

a certified copy of Commercial Register.

that I am familiar with both the Japanese language and the English language, and that the translation is a true and correct translation from the Japanese language to the English language to the best of my knowledge and belief.

This 13th day of May, 2004

M. Amano
Mitsuru AMANO

(Partial Translation)

The Company Address of HITACHI DENSEN KABUSHIKI KAISHA was changed into "6-1, Otemachi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan" on November 22, 1999, and the change was registered on November 22, 1999.

This is a certified copy of Commercial Register.

This 24th day of March 24, 2004

Tokyo Legal Affairs Bureau

Register Seiichi YOSHIOKA (Seal)

現在事項全部証明書

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
 日立電線株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008802

商号	日立電線株式会社	
本店	東京都千代田区丸の内二丁目1番2号	
	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成11年11月22日移転 平成11年11月22日登記
公告をする方法	日本経済新聞に掲載してこれを行う	平成14年 6月27日変更
		平成14年 7月 4日登記
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.hitachi-cable.co.jp/kessan/index.htm	平成14年 4月25日設定
		平成14年 5月 9日登記
会社成立の年月日	昭和26年4月13日	
目的	1. 電線、ケーブル及び光ファイバの製造及び販売 2. 非鉄金属、軽金属及びそれらの合金の圧延品の製造及び販売 3. ゴムその他の化学成型品の製造及び販売 4. 医療用具及び測定器等の精密機械器具の製造及び販売 5. 電子部品及びその材料の製造及び販売 6. 送・配電、情報伝送・処理に関する機器及びシステムの製造及び販売 7. 前各号に掲げる製品の製造装置及び検査装置等の製造及び販売 8. コンピュータソフトウェアの作成及び販売 9. 前各号に掲げる製品、装置の賃貸及び保守 10. 建築工事、土木工事その他前各号に附帯する工事の設計、監理及び請負 11. 情報通信サービスの提供 12. 不動産の賃貸、売買及び管理 13. 前各号に関連又は附帯する一切の事業 平成14年 6月27日変更 平成14年 7月 4日登記	
一単元の株式の数	1000株	
発行する株式の総数	10億9701万2000株	平成12年 3月21日変更
		平成12年 9月29日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 3億7401万8174株	平成14年 2月 1日変更
		平成14年 2月 4日登記

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
 日立電線株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008802

資本の額	金259億4801万484円	平成12年10月31日変更 平成12年11月14日登記
発行する各種株式の内容及び数	<p>普通株式 7億9701万2000株 優先株式 3億株</p> <p>優先株式のうち2億株は普通株式への転換予約権付とする。 但し、優先株式につき、消却又は普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</p> <p>毎決算期現在の、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、1株につき年5円を限度として優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の利益配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。（取締役会が優先株式の発行の決定を執行役に委任した場合は、「優先株式の発行に関する取締役会決議で」とあるのは「取締役会から優先株式の発行の決定を委任された執行役が」と読み替える。）</p> <p>中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「優先中間配当」という。）を支払う。</p> <p>優先中間配当が支払われた場合においては、優先配当金の支払いは、優先中間配当を控除した額による。但し、10月1日から翌年3月末日までの間に株式の分割又は株主に新株引受権を付与して新株発行を行ったときは、後記①ないし③による調整後の優先配当金からその2分の1相当額を控除した額による。</p> <p>ある決算期について、優先株主に対し、優先配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額を翌期以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）については、優先配当金に先立って、これを優先株主に支払う。</p> <p>優先株主に対し、優先配当金のほか、普通株主に対して支払う利益配当金と同額の利益配当金を支払う。</p> <p>中間配当を行うときは、優先株主に対し、優先中間配当のほか、普通株主に対して分配される金銭と同額の金銭の分配を行う。</p> <p>当社の残余財産を分配するときは、優先株主に対し、累積未払配当金相当額を普通株主に先立って支払う。</p> <p>優先株主に対しては、累積未払配当金相当額のほか、普通株主に対して行う残余財産の分配と同一割合の残余財産の分配を行う。</p> <p>優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、優先株主は、定時株主総会において優先配当金の全部又は一部の支払いを受けない旨の報告又は決議がなされた場合は、その報告又は決議のなされた定時株主総会の次の定時株主総会に優先配当金全部の支払いを受ける旨の報告事項又は議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金全部の支払いを受ける旨の報告又は決議が定時株主総会においてなされる時までは議決権を有する。</p> <p>株式の分割を行うときは、普通株式及び優先株式の種類毎に、同時に同一割合で、これを行う。</p> <p>株主に新株引受権を付与するときは、普通株主には普通株式の新株引受権を、優先株主にはその所有する優先株式と同一種類の優先株式の新株引受権をそれぞれ同時に同一割合で付与することにより、これを行う。</p> <p>① 株式の分割が行われたときは、優先配当金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。</p>	

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
 日立電線株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008802

	<p>調整前の 分割による増加優先株式数 調整額 = 1株当たり × $\frac{\text{優先配当金}}{\text{分割後の優先株式数}}$</p> <p>② 株主に新株引受権を付与して新株発行を行ったときは、優先配当金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。なお、優先株式の時価については、適正な価額として取締役会の定めるところによる。(優先株式の時価を適正な価額として定めることを取締役会が執行役に委任した場合は、「適正な価額として取締役会の」とあるのは「当該優先株式の時価を適正な価額として定めることを取締役会から委任された執行役が適正な価額として」と読み替える。)</p> <p style="text-align: center;"> $\frac{\text{優先株式 新規発行の時 価} - \text{優先株式払込金}}{\text{新規発行の} \times \frac{\text{調整前の 優先株式数}}{\text{既発行の優先株式数} + \text{新規発行の優先株式数}}}$ </p> <p>調整額 = 1株当たり × $\frac{\text{調整前の 優先配当金}}{\text{既発行の優先株式数} + \text{新規発行の優先株式数}}$</p> <p>③ ①及び②における調整額の算定については、円未満小数第2位以下は切捨てる。但し、調整額が1円未満になるときは、優先配当金について調整額の控除は行わないものとし、調整額控除後の優先配当金が1円未満となるときは、優先配当金は1円とする。</p> <p>当会社は、いつでも、市場より優先株式を買入れ、これを当該買入価額により消却することができる。</p> <p>転換予約権付優先株式を有する株主は、転換予約権付優先株式の発行に関する取締役会決議で定める転換の条件に従い、同取締役会決議で定める転換請求期間中、その有する転換予約権付優先株式の普通株式への転換を請求することができる。(取締役会が転換予約権付優先株式の発行の決定を執行役に委任した場合は、「転換予約権付優先株式の発行に関する取締役会決議で定める転換の条件に従い、同取締役会決議で」とあるのは「当該転換予約権付優先株式の発行の決定を取締役会から委任された執行役が発行を決定する際に定める転換の条件に従い、当該執行役が」と読み替える。)</p> <p style="text-align: right;">平成15年 6月27日変更 平成15年 7月 7日登記</p>						
<p>新株の引受権の付与に関する規定</p>	<p>当会社は、取締役又は従業員に対し、商法第280条ノ19の規定による新株引受権を与えることができる。</p> <p style="text-align: right;">平成12年 6月29日設定 平成12年 7月10日登記</p>						
<p>名義書換代理人の氏名及び住所並びに営業所</p>	<p>東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 東京証券代行株式会社 本店</p>						
<p>役員に関する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="399 1518 1024 1629"> <p>取締役 渡 辺 勝</p> </td> <td data-bbox="1024 1518 1375 1629"> <p>平成15年 6月27日重任 平成15年 7月 7日登記</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 1629 1024 1743"> <p>取締役 押 切 秀 興</p> </td> <td data-bbox="1024 1629 1375 1743"> <p>平成15年 6月27日重任 平成15年 7月 7日登記</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 1743 1024 1856"> <p>取締役 藤 間 研 吉</p> </td> <td data-bbox="1024 1743 1375 1856"> <p>平成15年 6月27日重任 平成15年 7月 7日登記</p> </td> </tr> </table>	<p>取締役 渡 辺 勝</p>	<p>平成15年 6月27日重任 平成15年 7月 7日登記</p>	<p>取締役 押 切 秀 興</p>	<p>平成15年 6月27日重任 平成15年 7月 7日登記</p>	<p>取締役 藤 間 研 吉</p>	<p>平成15年 6月27日重任 平成15年 7月 7日登記</p>
<p>取締役 渡 辺 勝</p>	<p>平成15年 6月27日重任 平成15年 7月 7日登記</p>						
<p>取締役 押 切 秀 興</p>	<p>平成15年 6月27日重任 平成15年 7月 7日登記</p>						
<p>取締役 藤 間 研 吉</p>	<p>平成15年 6月27日重任 平成15年 7月 7日登記</p>						

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
 日立電線株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008802

取締役	岡 崎 賢	平成15年 6月27日兼任
		平成15年 7月 7日登記
取締役	佐 藤 教 郎	平成15年 6月27日兼任
		平成15年 7月 7日登記
取締役 (社外取締役)	桑 原 洋	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
取締役 (社外取締役)	八 木 良 樹	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
取締役 (社外取締役)	下 條 正 浩	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
指名委員	桑 原 洋	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
指名委員	佐 藤 教 郎	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
指名委員	八 木 良 樹	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
監査委員	押 切 秀 興	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
監査委員	八 木 良 樹	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
監査委員	下 條 正 浩	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
報酬委員	桑 原 洋	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
報酬委員	佐 藤 教 郎	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
 日立電線株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008802

	報酬委員 八木良樹	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
	執行役 佐藤教郎	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
	執行役 渡辺勝	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
	執行役 藤間研吉	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
	執行役 大西満	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
	執行役 安藤順夫	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
	執行役 岡崎賢	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
	執行役 伊藤靖彦	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
	執行役 下嶋清志	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
	執行役 大久保誠一	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
	執行役 渥美正規	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
	執行役 塩畑利雄	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
	執行役 原田和坦	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記

整理番号 オ727284

* 下線のあるものは換算事項であることを示す。

5/11

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
 日立電線株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008802

	執行役 佐々木 浩	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
	執行役 米田 良昭	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
	東京都台東区入谷二丁目34番4-702号 代表執行役 佐藤 教郎	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
	茨城県日立市高鈴町三丁目14番26号 代表執行役 渡 辺 勝	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 7日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当会社は、取締役会の決議をもって、商法特例法第21条の17第1項の規定による取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当会社は、取締役会の決議をもって、商法特例法第21条の17第1項の規定による執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当会社は、取締役会の決議を以て、平成14年5月1日以降であって平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任を、法令の限度において、免除することができる。</p> <p>当会社は、取締役会の決議を以て、平成14年5月1日以降であって平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の行為に関する監査役の責任を、法令の限度において、免除することができる。</p> <p>平成15年 6月27日変更 平成15年 7月 7日登記</p>	
社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当会社は、商法特例法第21条の8第4項但書きに定める社外取締役との間に、商法特例法第21条の17第1項の規定による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。変更前の定款の規定に基づき、当会社と社外取締役との間で平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前に締結した商法第266条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約は、なお、効力を有する。</p> <p>平成15年 6月27日変更 平成15年 7月 7日登記</p>	
新株予約権	<p>2002年新株予約権 新株予約権の数 333個</p>	

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
 日立電線株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008802

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 33万3000株

各新株予約権の目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1000株とする。

なお、新株予約権の発行日(以下「予約権発行日」という。)以降、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合、付与株式数は、分割又は併合の比率に応じて比例的に調整され、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てられるものとする。この調整に伴い、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後の付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

また、予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、この調整に伴い、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後の付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使時に払込みをすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額又は処分金額(以下「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は金587円

なお、予約権発行日以降、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合、払込価額は、分割又は併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価額で普通株式を新たに発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合、優先株式の普通株式への転換の場合及び「商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)」による改正前の商法(以下「改正前商法」という。)に定める転換社債の転換の場合並びに改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{調整後} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \text{調整前} \end{array} \times \text{普通株式数} + \text{新規発行前の普通株式の株価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行普通株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前の普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

平成14年 8月23日更正

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
 日立電線株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008802

新株予約権を行使することができる期間

平成16年7月1日から平成24年6月26日まで
 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- ①当社を消滅会社とする合併が当社株主総会で承認されたとき又は当社を完全子会社とする株式交換若しくは株式移転が当社株主総会で承認されたときは、当社は未行使の新株予約権を無償にて消却することができる。
- ②このほか、当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

平成14年 8月 9日登記

2003年新株予約権

新株予約権の数

342個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式34万2000株

各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、新株予約権の発行日（以下「予約権発行日」という。）以降、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合、付与株式数は、分割又は併合の比率に応じて比例的に調整され、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てられるものとする。この調整に伴い、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後の付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

また、予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、この調整に伴い、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後の付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
 日立電線株式会社
 会社法人等番号 0199-01-008802

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
 各新株予約権の行使時に払込みをすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額又は処分金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
 払込価額は金357円
 なお、予約権発行日以降、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合、払込価額は、分割又は併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
 また、予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価額で普通株式を新たに発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合、優先株式の普通株式への転換の場合、「商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）」による改正前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合及び単元未満株式の買増しの場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{新規発行} \quad 1 \text{株当たり} \\ & \text{普通株式数} \times \text{払込金額} \\ & \text{既発行} \quad + \\ & \text{普通株式数} \quad \text{新規発行前の普通株式の株価} \\ \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{払込価額} = \text{払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行前の普通株式の株価}} \end{aligned}$$

なお、上記算式において「既発行普通株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前の普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。
 さらに、予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間
 平成17年7月1日から平成20年6月26日まで
 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）
 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件
 ①当社を消滅会社とする合併が当社株主総会で承認されたとき又は当社を完全子会社とする株式交換若しくは株式移転が当社株主総会で承認されたときは、当社は未行使の新株予約権を無償にて消却することができる。
 ②このほか、当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

平成15年 8月 8日登記

新株の引受権の行使により発行すべき株式

第63回定時総会で決議された新株の引受権
 目的たる株式
 当社額面普通株式合計22万3000株を上限とする。なお、権利付与日以降、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合、権利未行使の新株引受権の目的たる株式の数は、分割又は併合の比率に応じて比例的に調整される。
 また、権利付与日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、権利未行使の新株引受権の目的たる株式の数について、当社は、必要と認め

東京都千代田区大手町一丁目6番1号

日立電線株式会社

会社法人等番号 0199-01-008802

る調整を行う。

発行価額

金1628円

なお、権利付与日以降、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は、分割又は併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。また、権利付与日以降、普通株式の時価を下回る価額で普通株式を新たに発行（転換社債の転換、新株引受権の権利行使及び優先株式の普通株式への転換の場合を除く。）するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{発行価額} \\ = \\ \text{調整前} \\ \text{発行価額} \\ \times \\ \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数}}{1 \text{株当たり払込金額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行前の普通株式の株価}} \end{array}$$

さらに、権利付与日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合は発行価額について当社は、必要と認める調整を行う。

平成12年 8月 8日変更 平成12年 9月14日登記
新株の引受権を行使することのできる期間
平成14年7月1日から平成22年6月28日まで

平成12年 7月10日登記

第64回定時株主総会で決議された新株の引受権の行使により発行すべき株式

目的たる株式

当社額面普通株式合計37万1000株を上限とする。なお、権利付与日以降、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合、権利未行使の新株引受権の目的たる株式の数は、分割又は併合の比率に応じて比例的に調整される。また、権利付与日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、権利未行使の新株引受権の目的たる株式の数について、当社は、必要と認める調整を行う。

発行価額

金669円

なお、権利付与日以降、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は、分割又は併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。また、権利付与日以降、普通株式の時価を下回る価額で普通株式を新たに発行（転換社債の転換、新株引受権の権利行使及び優先株式の普通株式への転換の場合を除く。）するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{発行価額} \\ = \\ \text{調整前} \\ \text{発行価額} \\ \times \\ \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数}}{1 \text{株当たり払込金額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行前の普通株式の株価}} \end{array}$$

さらに、権利付与日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合は、発行価額について、当社は、必要と認める調整を行う。

平成13年 8月 8日変更 平成13年 8月13日登記

整理番号 オ727284

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

10/11

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
日立電線株式会社
会社法人等番号 0199-01-008802

	新株の引受権を行使することのできる期間 平成15年7月1日から平成23年6月27日まで
委員会等設置会社 に関する事項	委員会等設置会社 平成15年 6月27日設定 平成15年 7月 7日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成16年 3月24日
東京法務局
登記官

吉 岡 誠



整理番号 オ727284

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

11/11